

議会基本条例検討協議会（第8回）

平成24年7月26日（木）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1～3）

2 その他

午前9時00分 開会

傍聴人1名入室

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日は「委員会等」「議会と市長との関係」「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」について協議する予定である。本日配付している資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【事務局次長】 資料2、市民参加の条文案の第2項「議会は、休日や夜間あるいは地域に出向いて会議を開催する」で、前回の議論の中で市側の反応を確認してほしい旨の話があった。委員会のインターネット中継の件もあり、確認する機会があったので市側の反応を述べると、本会議のインターネット中継のアクセス件数が下がっており、費用対効果からも、どのくらいの人が集まるのかとの意見が出された。実際、最近ではアクセス件数が年7000件を下回っており、議員にも協力いただきながら、アクセス件数を上げていく必要がある。

【河崎会長】 まず「委員会等」について協議する。各会派からいろいろな意見が出ているが、大別すると、「代表者会について正式な会議として位置づけるかどうか、公開とすることかどうか」「常任委員会、特別委員会について条例で規定するか」「予算決算特別委員会を設けるか」「全員協議会を正式な会議として位置づけるかどうか、公開とすることかどうか」「議会運営の決定方法を多数決にするかどうか」「委員会の陳情請願等の審査で理事者側の出席制限をすることかどうか」と整理できると思うが、多くの課題があり単純に条文化できないので、まずは意見交換を通して整理していきたい。

まずは代表者会について、協議したい。

【中村副会長】 資料3の大和市議会会派及び代表者会に関する規程第4条に代表者会の協議事項等が規定されている。本来は事前連絡準備機関なのだと思うが、現在は事実上重要なことは第5号の「その他必要と認めたこと」を拡大解釈し、ほとんど代表者会で決められている。代表者会の内容は事前連絡準備機関に納めて、重要なことは全協で協議し多数決をもって決定するというのが新政クラブの意見である。そうであるならば代表者会は事前協議機関なので、正式な会議にしないで公開しなくともよい。各委員会の正副委員長は事前の打ち合わせをやっているが、公開していない。それと同様の扱いでよい。

【河崎会長】 代表者会は公開しなくてよいので会議としては位置づけずに、全員協議会は会議として位置づけて公開するという意見か。

【中村副会長】 そのとおりである。

【河崎会長】 現状代表者会は、連絡調整もあるが、昨年の議会改革の協議のように、ある意味で重大な決定をしている。平成19年度には議会改革検討協議会を設置し、会議は公開で会議録も作成して、改革案を議長に報告した。それを受けて、その内容の議決を代表者会や議会運営委員会で行ったが、半分以上を代表者会で行った。この代表者会での決定を公開せずに行ったのは、今でもおかしかったと思う。重大な議決を行っている部分は公開すべきとの考えを持っている。しかし、重大な議決を行う部分は公開され

ている議運の役割にすると仮定した場合でも不都合は起こる。なぜなら議運は委員長が別途いるため、議長の権限が発揮されるのは代表者会となる。議運委員長を議長が兼ねるのは制度上難しいようであり、議会が重大な議決を行うのは現状代表者会となっている。代表者会は、連絡や打合せ機関であると同時に、重要事項議決機関という二面性を持っている。難しい問題である。

【窪委員】 議会改革検討協議会は各会派の代表が出ていたが、同協議会で全会一致をもって確認した内容が代表者会で受け入れられなかった。そういう代表者会はナンセンスである。重大な決定ではなく、各委員の総意をひっくり返した。

【河崎会長】 ひっくり返すという決定をして、それが公開されていない。

【窪委員】 ひっくり返した会派の問題である。会派の代表が、同じ会派の委員の意見を無視した。この協議会の結論も全会一致で合意されれば、各代表も了承する立場でないといけない。

【河崎会長】 今回は、本協議会の議決を改めて再議しないことで合意されている。

【大波委員】 議会の最高議決機関を全協とし、議長が自分の意思を示すことができる状態にして、代表者会は正式な会議としないで事前の連絡協議機関にすれば、今の問題は解決するのではないか。

【河崎会長】 全協での議決は多数決となるのか。全員合意ということはある得ない。

【窪委員】 具体的に多数決で決めなければならない事項は何か。現在の代表者会に不都合を感じていない。

【河崎会長】 代表者会を条例に位置づけて、公開してもよいか。

【窪委員】 その必要性を感じない。代表者会の内容は全議員に伝わる。

【中村副会長】 今の代表者会は、決定事項の遵守も規定されており、議会を運営する上では便利である。例えば新政クラブであれば、代表者がよいと言え、いろいろな意見がある場合もあるが、9人がよいということになる。

民主主義は多数決であるが、全会一致ではなかなか物事は決まらない。議論は尽くすが、最終的には多数決で決めるべきである。

【窪委員】 多数決で決めると、例えば一般質問の制限などもできてしまう。議会運営については議運で決めるが、多数決はなじまない。議会運営は地方自治法に則り行っている、全会一致で問題はない。

【赤嶺委員】 公開はすべきである。代表者会は実際に重要事項を審議し決定しているので、事実上の会議である。

会派内で意見がまとまらないから全協で決めるというのはいかがか。会派内で両論があるのであれば、代表者会で代表者がそのように述べればよい。全協で多数決をもって決めると、多数派がすべてを決めてしまうことにもなりかねない。ただし、民主主義は多数決がルールである。代表者会でも1会派の反対で決まらないこともあり、こういうことはおかしい。全会一致のルールは変えなければならないが、過半数はいかがか。

代表者会、全員協議会のあり方をこの協議会で議論してよいのか。この協議会での意見を代表者会に諮ることになると思うが、代表者会で現状維持となった場合、議会基本条例にどのように反映させるのか課題になってくる。

【中村副会長】 会派の代表者を信用できないという趣旨で述べたわけではない。今のよう代表者会で決めるなら、新政クラブは9票なければおかしい。新政クラブも1票、

2人会派も1票で、少数意見と多数意見が同じでは民主主義ではない。

【河崎会長】 代表者会で議決をするときは、一度会派に持ち帰って会派内で議論してから次の会で決定するのが通常ではある。1人の代表の意見で議決されることはない。

【山田委員】 少数で議論を尽くして決まらないことを全員で話し合っただけで決まるかというところがかなり難しい。会派で議論をして、それをもって各代表者が議論し重要なことを決めていくというようなことは、いろんな組織でもごく普通の形態ではないか。そういう意味で、代表者会を事前連絡協議会のような位置づけにしてよいのか。代表者会で重要案件をしっかりと審議し決めていくのは、組織のあり方として普通なことである。

代表者会は人事的なことも話し合う。一般市民に公開するのにふさわしくない話をしてなければ決まらないこともある。そこを公開することで逆に審議が深まらないという心配がある。

【河崎会長】 代表者会は現状どおりの機関として、一部公開も検討したほうがよいということか。

【山田委員】 一部公開は、非公開の部分で秘密の話をしていると思われてしまうと、逆効果な部分もある。

【河崎会長】 教育委員会は非公開の部分がかかなりある。そういうイメージではないのか。

【山田委員】 代表者会の案件で線引きするのは難しい。

【山本委員】 この協議会で代表者会を正式な会議とし、公開すると決めた場合、資料3の規程も自動的に改正されることでよいか。

【河崎会長】 事務局の見解はどうか。

【議事担当係長】 その点の決定権は本協議会にはなく、意見が出たことを代表者会に伝え、代表者会でルール変更の決定が必要である。

【山本委員】 ここで決めても代表者会でひっくり返されるのではないか。

【窪委員】 全会一致となったことを伝える。そうでなければ議論が尽きない。

代表者会、全協も大事であるが、市側の議案に対し、どう対応するのかを議論すべきである。例えば100条委員会を設置するのであれば代表者会で確認し、議運で決めると思うが、そういう重大な事例は本市議会ではない。そんなに重要な案件は提起されていない。議論すべきは、予算や条例案に対して、どう対応すべきかである。

【山本委員】 100条委員会を設置する場合、決めるのは代表者会なのか、議運なのか。

【議事担当係長】 最終的には本会議での議決であるが、その前段で、議運で設置議案を提出することが承認される。ただしそれだけ重大案件となれば情報共有という意味を含めて、同時に代表者会でも議題になると認識している。

【山本委員】 代表者会は代表者以外の議員は傍聴できない。情報伝達だけなら公開しなくてもよいが、重大なことを決定するので、そのプロセスを含め知っておかなければならないので、公開すべきである。公開の仕方は私見であるが、代表者会では決定は行わず、決定は議運、全協で行い、全協は正式な会議と位置づけ公開すべきと考えている。

【佐藤委員外議員】 副会長の意見は代表者会の権限を縮小し、その部分を全協に移したいということか。

【中村副会長】 そうである。

【佐藤委員外議員】 その理由は何か。

【中村副会長】 議員は1人1人が市民を代表している。よって、重要事項の決定は、それぞれが賛否を表明して、市民にも態度を明らかにして多数決で決定する全協と考えているからである。

【佐藤委員外議員】 全協は公開か。

【中村副会長】 その場合は公開すべきである。市民に関わる重要な決定をする場であるなら公開すべきと考えている。内々の話であれば公開する必要はない。個人的にはそのように考えている。

【佐藤委員外議員】 昨年、代表者会を議員が傍聴できるようにすべきと提案したが、副会長の意見は、それより明らかに進んでいる。

【中村副会長】 佐藤議員の話は、代表者会で重要事項を決定することを前提としている。私の意見は、重要な決定は代表者会ではなく、全協で多数決により決めて、あくまでも代表者会は連絡協議や事前の打ち合わせをする場にとどめるということである。

【佐藤委員外議員】 昨年、せめて議員が傍聴できるようにしようと提案したが、代表者会では認められなかった。反対しているわけではなく提案の趣旨はよくわかるが、なぜこの提案が出てきたのか、よくわからない。

【河崎会長】 委員会等について、他市議会の規定を記載した資料を作成してきたので、事務局から配付する。

※事務局から資料を配付。会長から資料の説明。

【河崎会長】 常任委員会を規定するかどうか、代表者会のあり方の議論は代表者会に諮ることとなるが、代表者会、全員協議会を条例に位置づけるかどうかである。

委員会について正式に記載していない基本条例が多いが、地方自治法との関係を踏まえて、事務局から捕捉はあるか。

【議事担当係長】 常任委員会については、自治法第109条第4項で「その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する」と性質がはっきりと規定されており、その部分は基本条例策定の際に重複を避けたのではないか。

第100条第12項の協議の場としての位置づけは、各市議会の判断となるが、県下では代表者会について位置づけている市議会はない。

【窪委員】 自治法に規定されていることを、あえて基本条例で規定することはナンセンスである。

【山田委員】 自治法に規定されているので、委員会については基本条例に規定する必要はない。

【中村副会長】 自治法第109条第1項で「条例で常任委員会を置くことができる」と規定されており、本市議会でも条例で設置を規定しているのではないか。

【河崎会長】 委員会条例がある。

【中村副会長】 できる規定なので、条例で定めることによって設置されている。仮に基本条例で規定するのであれば、委員会条例ではなく基本条例に一本化することになるのか。

【議事担当係長】 横須賀市議会の基本条例では、既存の会議規則や委員会条例を組み替えて、基本条例に統合している部分があると思われる。

【中村副会長】 自治法では「条例で定める」、「会議規則で定める」という規定がいくつかある。それを議会基本条例に一本化するのか、あるいは基本条例が議会に関する条

例の基礎的な条例になって、基本条例から別の条例に派生していく形とするのか、あるいは他の条例の中の一つとして基本条例があり、総論的なことが規定されている条例とするのか、基本条例の構成の話でもある。

【窪委員】 一本にまとめることに反対はしないが、大変な仕事である。そこまで踏み込むのか。

【河崎会長】 一本にまとめなくても、「委員会条例で定める」など一文を入れるとわかりやすいという面もある。

【山本委員】 議会基本条例という名称であると、その基本の部分を見れば他の部分もわかるという意味では、規定しておかなければならないのではないのか。

【議事担当係長】 現在委員会条例では4つの常任委員会を規定しているが、市の機構改革があって組織が変わったときなどに常任委員会の名称や所管事項を改正することがある。その都度基本条例が改正になるという構成はいかがなものか。その点は考慮いただきたい。

【山田委員】 議会基本条例をつくるに当たり、大和らしい特質のあるものにしようと思っただけで出たと思うが、細かくやって、あれも入っていたほうがよい、これも入っていたほうがよいという条例にするのかと疑問である。決めごとを一つ一つ入れていくような条例をつくりたかったのか。

【河崎会長】 基本条例では幹をつくりたいが、枝葉の細かいことまでは書いていないが、幹を見れば別途こういう条例があると概要がわかるということも大和らしい条例と言えるかもしれない。

【赤嶺委員】 委員会条例には委員会の開催時期や回数の規定はあるか。

【議事担当係長】 常任委員会の活動期間は定例会中に限定される。議題を持っていないと動けないのが現状である。継続審査が議決されれば、例外的に閉会中でも開ける。もう一つ例外として、所管事項調査の視察については3月定例会で議決をしているので、閉会中でも可能となっている。

【赤嶺委員】 委員会の毎月開催、随時開催などの委員会についての提案内容は、委員会条例を改正しないと実現できないのか。

【河崎会長】 現在は、地方自治法の縛りがある。現状では首長にしか議会の招集権がない。議長も招集できるという改正案が出ているが、それは国会で審議中である。

【議事担当係長】 現状、議運の議決により議長は臨時会の招集を請求することはできるが、現在提出されている改正案では、請求に対して首長が招集しない場合は、議長が招集できるという改正案が上程されている。

【赤嶺委員】 閉会中に委員長の権限で委員会は開催できるか。

【議事担当係長】 現状では常任委員長はできない。

【河崎会長】 委員会条例第14条は、逐条解説に「委員会の招集は、委員長の固有の権限です。第2項の招集の請求があったときは委員長は招集手続きを行わなければなりません。招集日時決定は委員長の固有の権限であり拘束されません」と記載されている。このことについて、事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 議会の活動期間は開会中に限られるという制約がある。その会期中で招集する場合にそのような考え方となる。

【中村副会長】 自治法第109条第9項に「常任委員会は、議会の議決により付議され

た特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる」と、第110条第4項に「特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない」と規定されている。よって、委員会条例を改正しなくても、議会で議決すれば閉会中も招集できる。

【赤嶺委員】 議会基本条例にそのことを規定できるかという話である。

【窪委員】 常任委員会の視察などは委員会独自の調査である。共産党が提案しているのは、議案審査だけではなく、委員長が独自に招集して学習等をしてはどうかということである。

【赤嶺委員】 委員会については基本条例に規定すべきである。自治法に規定があるから必要ないという意見はもっともであるが、それを言うともともと議会基本条例は必要ないということになりかねない。積極的にいろいろなルールをつくって、それを基にさらによい会議を開き議論を尽くすほうが、よりよいのではないか。

【中村副会長】 閉会中に活動できるのは議決を経たときということなので、基本条例で規定しても変えられないが、大和市議会はこういうように委員会を積極的にやるということを規定して、大いにやっていくべきである。都市整備対策特別委員会は8月3日の現地視察のあと、任意の勉強会を行う。特別委員会は事件が継続して付託されているので、その流れもあり、まずは勉強会をやることになっている。そういったことも条例で規定できればよい。

【窪委員】 共産党の提案はそういう趣旨である。法の縛りはあるが、委員会としてもっと独自に学習等を行ってもよいのではないか。

【河崎会長】 条文としては、委員会という条項を設けて、委員会については委員会条例で定める。代表者会、全員協議会を位置づけるなら、第2項、第3項で、各派代表者会について必要な事項は要綱で定める。全員協議会について必要な事項は要綱で定めるという感じになる。別に定める部分については、代表者会での協議となるのではないか。

【赤嶺委員】 見出しは「委員会」か。

【山本委員】 「委員会等」ではないか。

【赤嶺委員】 代表者会、全員協議会を会議と認めるのか。

【河崎委員】 条例に位置づけることで、正式な会議となる。公開する、しないということも、正式な会議と位置づけないと議論の対象にもならない。どの程度公開するか、どのような性格のものにしていくかは、この協議会で決めるわけにはいかない。見出しは「委員会等」にして、委員会については委員会条例で定める。各派代表者会及び全員協議会について、必要な事項は何とか要綱で定めるという形でどうか。

【窪委員】 委員会条例と統合するイメージか。

【河崎会長】 委員会条例があることを知らせるのが第1項で、今まで位置づけがなかった代表者会と全員協議会について、第2項で規定して正式な会議として設置する。

【井上委員】 代表者会を会議として設置するのか。

【河崎会長】 公開にするか、部分公開にするかは代表者会に委ねる。

【中村副会長】 代表者会が正式な会議であるなら公開しないとおかしい。事前の打ち合わせのようなものであれば公開しなくてもよい。正式な会議として、重要事項を決定するものとして、それを公開するのであれば、その前の段階で代表者会のための打ち合

わせができて、同じことになるということではなかったか。

【河崎会長】 本日の協議会の前にも打ち合わせはしたが、そこで重要な決定はしていない。あくまでも会の進行のための調整である。ただし、代表者会は重要な決定をしている。重要な決定をしないことにして全員協議会で決定をするという提案は全会一致になりそうにない。この会も全会一致でしか決定できないので、この程度に収めるしかないという妥協案である。

【中村副会長】 前提が決まらないと、代表者会を正式な会議にするかどうかは決められない。大事なことを決めるなら正式な会議にして公開しないとおかしいが、決めないならそうする必要はない。それを飛ばして、代表者会を正式会議にするとの提案はいかがか。

【山本委員】 事前の打ち合わせは特に規程があるわけではないが、代表者会には規程があり、実態としても重要な決定をしている。代表者会を正式な会議に位置づけるのはよいが、あくまで会派間の連絡調整レベルとし、決定は別のところにすべきとの答申を代表者会に上げるべきではないか。

【井上委員】 山本委員の意見は、新政クラブの提案と同趣旨か。

【山本委員】 そうである。基本条例には「必要な事項は別に定める」という規定の仕方になる。

【中村副会長】 会派及び代表者会に関する規程は、第3条で「各会派間の意見の調整、連絡、協議等を行うため、各派代表者会を置く」と規定されており、決定することはどこにも規定されていないのに、第9条では「決定事項の遵守」が規定されており、規程の構成がおかしい。

本来の連絡調整協議機関に戻すか、決定ができる機関にするか。そうするのであれば公開しないとまずい。

【河崎会長】 代表者会には、第4条の「その他」が拡大解釈されている現状を意見として伝えることとし、各派代表者会及び全員協議会について必要な事項は別に定める、という条文で仮置きすることでどうか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 新政クラブと無所属から出ている予算・決算特別委員会についても、代表者会での課題になると整理してよいか。

【窪委員】 代表者会で論議して、議運で確認することになる。

【議事担当係長】 先ほどの件で、代表者会、全協を正式な会議として位置づけるかどうかは、基本条例で処理できる問題ではない。自治法第100条第12項で「会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と規定されており、代表者会で協議し、正式な会議に位置づけるという合意を得たあと、議運に会議規則の改正案を出して、本会議に上程するという手続きが必要になる。

【窪委員】 議運で確認して全会一致で議案が出されても、本会議で反対することは担保されている。

【河崎会長】 代表者会と全員協議会を基本条例に位置づけるのは、県内においては画



期的なことである。

【赤嶺委員】 予算・決算特別委員会は、別に議論されるのか。

【河崎会長】 この件は議会改革検討協議会等で議論されてきた。経過と結果について、事務局から説明する。

【議事担当係長】 この件は、平成 19 年に設置された議会改革検討協議会でも両論があり、最終的には平成 20 年 11 月の代表者会で現状維持となった。また、今期に入ってから代表者会でも検討されたが、昨年 9 月 26 日の代表者会で継続審査となった。

【赤嶺委員】 昨年議運で視察した長野県飯田市の予算・決算特別委員会でやっていたことが、今回の新政クラブの提案に似ている。予算・決算は継続して審議を行うものなので、閉会中においてもずっと審査をしていた。この委員会を設置して継続して審査していくのは重要と考えているが、基本条例の中で検討するのか、本来のルールに則り議決をして立ち上げるのか、どちらで議論したほうがよいか。

【河崎会長】 特別委員会の設置の手續きについて、事務局に確認を求める。

【議事担当係長】 構成の委員の人数や所管事項等を議会で議決し設置する。

【河崎会長】 代表者会で合意されたあと、本会議に議案として上程されるのか。

【議事担当係長】 そのような流れとなる。

【窪委員】 特別委員会は設置してよいと考えている。自分の委員会の所管事項はよくわかるが、他の委員会の所管事項は見えにくい部分もある。一定の期間をとって、すべての案件に対し、28 人の議員が参画できる制度をつくってもよい。

【河崎会長】 特に予算の審査においては、継続して委員会が開催されていると、編成過程において行政側から説明が受けられる。特別委員会を設けることについて、当時の検討協議会では両論併記になったが、開催時期、どの程度の委員が参加できるか、他市議会の例では委員会をいくつかに分けて議員が参画しているので常任委員会でやるのと変わらないといったこと、全議員が参加するとなると発言時間・回数の制限が出てくるといったこと、議運で視察に行った市議会では特別委員会でやっていたのを常任委員会に戻したという事例などがあり、結局両論併記となり、現在も継続となっている。

特別委員会でやっている市議会で制限を設けている事例などがあれば事務局から紹介してもらいたい。

【議事担当係長】 個別の事例は手元にないが、一般論として会議体が大きくなると、発言の回数や時間を制約して公平化を図る動きは出てくると承知している。

【窪委員】 できるだけ発言は保障すべきである。

代表質問はやると決めてやってみたが、元に戻した。予算・決算特別委員会もやってみて問題があれば元に戻せばよい。実践で検証しながら、よりよいものを求めていけばよい。

【中村副会長】 以前、本市議会で予算・決算特別委員会を設置していたことはあるか。

【大波委員】 昭和 58 年以降はなくなった。

【河崎会長】 この項目でもう一点、神奈川ネットワーク運動が陳情や請願審議等での市長側の出席制限を提案している。陳情や請願は議会に出されたものにも関わらず、意図を理事者側に聞いて説明させるということが現状行われている。理事者側に説明を求めなければならない事項があれば、その部分だけ呼ぶなどとし、議員同士の議論を深めたほうがよい。どの程度、基本条例に盛り込めるかはわからないが、各委員の意見を聞

きたい。

【窪委員】 請願、陳情が採択されると行政が実行する。請願なら紹介議員がいて一定の説明責任があるが、議員間の論議だけで審査が深まるのか疑問である。

【大波委員】 大和市の現状については議員よりも職員のほうがよく知っている。また大和市でどのように適用されるのかを考えた場合、担当者のほうがよく知っている。あえて市職員の出席を制限することはない。

【中村副会長】 委員会に出席しているのは副市長までである。どこの市も市長は来ないものなのか。

【議事担当係長】 出席者の判断は理事者側の考え方となる。副市長も出席していない市議会もある。事務局も担当書記1名で対応している例もある。その市議会独自の判断で行っている。

【窪委員】 委員会開催中は、市長は待機していなければならない。委員会が必要とすれば市長が出席することもあり得る。そういうことが担保されている。

【中村副会長】 委員長が市長に出席を求めれば、市長は拒否できないのか。

【窪委員】 もちろんできない。

【大波委員】 以前拒否されたことがある。

【窪委員】 二代表制なのに、それはとんでもないことである。

【赤嶺委員】 他市議会の事例では、市長の見解を求めるため出席を要求して市長が来ない場合は、委員会を止めるそうである。その市議会からすると、本市議会の場合は円滑な議事が優先されて他の方法で処理しているという感覚を持っているそうである。

【中村副市長】 議会は委員会が中心であり、実質的な審議は委員会で行われている。市長が委員会に来て見解を述べることは重要なことと考えている。副市長が市長の代わりに日常業務を行い、市長が委員会に出席してもよいくらいである。

仮に基本条例に市長の委員会出席を規定した場合、市長は出席しなければならなくなるか。

【議事担当係長】 そうはならない。法的にそこまで要求することはできない。説明員を誰にするかは理事者側の判断となるので、条例に規定するのは難しいと考える。

【窪委員】 市長は委員会中、待機することとなっているはずである。出席を求めれば出席しなければならないという規定であったと記憶している。

【議事担当係長】 「常任委員会及び特別委員会において、市長は原則待機とするが、必要やむを得ず出席しなければならない会合等については、議会へ事前に連絡し外出することとする」との申し合わせがあった。

【中村副会長】 誰が出席するかは全て理事者側の任意なのか。そうであるなら法的な根拠はあるのか。仮に市長が本会議にも出ないと言ったら、議会として強制できないのか。

【議事担当係長】 委員会条例第20条に出席説明の要求について、議長を経て行うことが規定されている。それに応じる部分の根拠法はすぐにはわからないが、理事者側の判断で決めることとなる。

【中村副会長】 委員会には原則市長が出席しなければならないと規定することではないか。強制力がどの程度あるかはわからないが、規定しても違法ではないのではないか。

【窪委員】 委員会中市長は待機しなければならない。外出の場合は事前に報告しなければならないとの縛りがある。応じるかどうかは別として、議長を通じて出席を要求することができる。良識的な判断で対応すべきことであり、現状では義務づけなくてもよいのではないかと。

【山本委員】 神奈川ネットの提案は、請願陳情の審査時の市側の出席制限だが、委員会審査全体に話が広がっているのではないかと。

【河崎会長】 さきの6月定例会では、4つの請願・陳情が提出されたが、例えばアスベスト被害者の救済の請願の件では、大和市内における現状を答弁してほしいということが事前にあって、委員長からその部分を答弁できる職員の出席だけを求めるというイメージである。議員が事前に学習したり、過去の経緯を調べたりして、もっと議員同士で議論すべきである。現状では、アスベスト被害とは何なのかといったことまで、すべて理事者側に質疑している。理事者側も質疑事項を推測して一生懸命事前に調べている。それは本末転倒ではないかと。

【大波委員】 現状でも基地対策の陳情であれば、基地関係の職員しか残っていない。

【河崎会長】 基地関係の職員のすべてが来なくてもよい。

【窪委員】 行政はすべての市民生活に対し、基本的に責任を負わなければならない。アスベストの件も調べるのは大変だが、行政は実態を把握しなければならない。議員の事前学習も大事であるが、行政には行政の役割がある。

【議事担当係長】 先ほどの説明員の出席の件であるが、自治法第121条に規定されており、「府県が理事者を指名しその出席を要求しても、何人を出席説明させるかは知事の任意であり、その指定に従うことを要しない」との行政実例がある。

【中村副会長】 いつ出された行政実例か。

【議事担当係長】 年月日が表示されていない。

【中村副会長】 傍聴されている市民が見たいのは、選挙で選んだ議員と市長が、このまちについてどういう議論を交わしているのかではないかと。ところが実際には事務担当職員が事務的な答弁をしていて、丁々発止もあまりないので議会に対する関心も低い。議員と市長が委員会の場でしっかり議論することが議会の活性化に必要と考える。条例で原則市長が出席すると規定しても、課長に委嘱しているからいいと言われるかもしれないが、議会が市長に出席を求めているが市長は来ないで課長が来たことが明らかになるからよい。二元代表制であり、遠慮する必要はない。

【窪委員】 そのことは本会議の一般質問で保障されている。一般質問には基本的には市長が答弁するということが望ましいのではないかと。委員会まで出席してもらわなくても基本的なところだけでよいのではないかと。

【井上委員】 一般質問において、市長に問うと言っているのに、関係部長が挙手して答弁するのはやはりおかしい。それについて条例で規定できないかと。

【窪委員】 常識は市長に任せるが、代表者会や議運に諮って、原則市長が答弁するよう議長から申し入れをすればよい。

【赤嶺委員】 今の件は、議長が市長を答弁者に指名すればよいのではないかと。

【河崎会長】 過去の事例では、そうしたとしても「部長に答弁させる」と言って終わってしまう。

【赤嶺委員】 それは市長の答弁であり、ある意味ちゃんと答弁はしている。

市側の出席制限の件であるが、このことにより委員の議論は深まると思う。本来は委員会とはそういうものだと思うが、行政側とのやりとりに終始している。ただし行政側の答弁も重要であるので、両方あってよいのではないか。例えば前半は委員だけで議論し、後半に行政も入れて問題意見をぶつけて結論を出す。ただし現在より時間がかかるという懸念はある。

【河崎会長】 請願・陳情に限っての意見か。

【赤嶺委員】 委員会で審査する内容すべてである。

【河崎会長】 市側からの議案には、しっかり答弁してもらわなければならない。

【赤嶺委員】 委員長の判断に委ねればよい。

【山本委員】 請願・陳情は議会に出されたものであり、議員間で議論し採択することにより、議会としての意見をぶつける。事実関係を質疑することはあるかもしれないが、本来的には事前に議員が調べて、独力でわからないようなら事前に担当部署に聞いてデータをもらっておく。この提案はこういう趣旨であるなら、そのとおりであると考えている。

【河崎会長】 全会一致にはならないようなので、議員間討議の辺りで少し反映させることができると考える。最後に全体を見たときに加筆できればよい。

次に「議会と市長との関係」について議論したい。この項目の要素案の中にある、議長の議会招集権について、事務局に再度説明を求める。

【議事担当係長】 現状では議長による市長への臨時会招集請求権しかない。現在国会に提出されている自治法の改正案では、請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集できることになっている。

また、この改正案では、通年の会期を選択することができるようになる。通年の会期を選択した場合は、一度開催すれば会議の開催の権限は議長に常に存在することになるので、市長が議長に会議を請求できる規定を設けている。

いずれにしても、自治法との関係で、議会基本条例で議長の議会招集権を規定すれば議長による議会招集が認められるというわけではない。

【河崎会長】 現在国会に上程されている改正案は、どの委員会で審査されているか。

【議事担当係長】 改正案は閣法であるが、手元に持っている衆議院の審議経過には、3月9日に衆議院が内閣から受理してから以降の経過情報の記載がされていない。

【窪委員】 議員提出議案や請願・陳情は市長が招集した会期でしか審議できないが、通年議会になると、その審議を議長が招集して行うことが可能になるのか。

【議事担当係長】 常に会期中となるので、現在本会議中に行っている活動がいつでもできるようになる。現在閉会中である期間が休会中という位置づけになると承知している。

【窪委員】 休会中に本会議を開催し、議案を委員会に付託し、休会中に審査するということか。

【議事担当係長】 議案審議に応じる執行部側の体制もあるので、改正案では定例日を設けるということで、現状の会期と同様の考え方をしている。したがって通年議会を選択したとしても、実際の議会の活動期間はそう大きく変わらないと承知している。ただ、招集告示をして臨時会を開くという手続きが不要になるので、即応性は高まる。

【大波委員】 現在、定例会開催にあたり会期を決めているが、その期間以外にも招集できるということか。

【議事担当係長】 法律案では4月1日から3月末日までを会期にしている。招集告示は7日前に行っているが、そのような時間的猶予がなくても議長が開催の通知をすれば、すぐに議会が開ける体制に変わる。

【大波委員】 招集は7日前に行えばよいのか。

【議事担当係長】 定例会は現状のものを想定していただきたい。現在臨時会を招集しようとする招集告示から7日間必要であるが、それが短縮できる。

【窪委員】 365日、議会は開かれているということか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村副会長】 法律改正の内容はそのとおりであると思うが、現時点でも通年議会にしている自治体はある。四日市市議会は、会期を年1回にして招集した議会を閉じずに通年議会にしている。自治法が改正されると、法的な裏づけがしっかりとして、より明確に行えるようになる。

【大波委員】 議員だけでなく市側も招集される。いつ出席しなければならないのかわからないので予定が立たないという状態が出てくるのではないか。

【議事担当係長】 「市長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする」というような規定も改正案には設けてある。この規定は議員の側にはない。

【河崎会長】 現状でも三重県議会や四日市市議会の先例もあるが、法律の位置づけがない中でこういうことをするには首長の合意が必要になると思うが、基本条例に通年議회를規定すべきか。

【大波委員】 反対である。

【山本委員】 現在年4回定例会を開催しているが、次の定例会を開催する前まで前の定例会を閉じなければ、擬似通年議会という形で今でもできる。

【河崎会長】 首長が合意してくればできる。

【山田委員】 行政をきちんと監視するという議会の役割を果たしていくためには、通年議会になれば専決処分がなくなるため、大事であると考えている。何でもかんでも招集するのではなく、議長が専決処分をなくすなど、大事なことは議会が決めていくという姿勢が大事である。自治法が改正されるなら規定しなくてもよいが、改正されないなら規定すべきである。

【中村副会長】 通年議会になっても、おそらく実態は大して変わらないが、イニシアティブを議会側が持つか行政側が持つかが大きい。通年議会になっても年4回定例会を開くような形になると思うが、議会側の判断で本会議や委員会を現在の閉会中に開催できるので、通年議会に賛成である。

自治法が改正されると、条例で通年議会にするかどうかを選択することになるのではないか。

【議事担当係長】 通年議会については、選択となる。先ほど述べた議長の招集権は、別の項目で規定されていて、法改正により担保される。

【井上委員】 現段階では法的根拠がなく規定するかしないかであるが、選択権は理事者側にあるということか。

【河崎会長】 そういうことになる。それとも無理やりやるかであるが、議長が閉会を宣言して会議を閉じているので、閉会ではなく休会といえ、ずっと開いたままとなる

か。

【中村副会長】 定例会の回数を定める条例を改正して、年1回にすればよい。

【窪委員】 市長が予算編成権を持っており、それを議会に諮って執行する。そういう立場で議論しないと、今の議論は議会が執行権を持っているかのように聞こえる。理事者側は議会の議決を経て、すべての予算を執行しなければならないという関係を前提に議論しないと、上滑りするような感じがする。

【赤嶺委員】 先ほどの副会長の指摘はもっともである。現在議会のイニシアティブは行政に握られている。それを変えようとして通年議会にした議会もある。その事例を踏まえて現在法改正の議論がなされている。

通年議会にすることによって、議会の権限が大きくなる。いつでも予算、決算、市の状況について会議を行うことができ、議会の意思を示すことができる。明るいまらい・やまとは議員登庁日の提案をしているが、通年議会になり議員がいつでも集まれる環境になればそれはいらぬ。行政側はいつでも市長は幹部を招集でき、そこで意思統一して決定することができる。そういう環境を議会にもつくるためにも通年議会にする必要がある。

【大波委員】 通年議会は、議会の質が上がらない限り、市長が是としない限り、簡単にできない問題である。議員のチェックのレベルが上がらない限り、通年にすれば議員の発言力が大きくなるとはならない。反対である。

【事務局次長】 今は「議会と市長との関係」の項目の中の「議長の議会招集権」について議論が進められていたと思うが、通年議会の関係は、「議会の会期」の項目に該当する。このまま通年議会の議論をされるのか。

【赤嶺委員】 今は、通年議会で市長との関係がより必要となるという議論をしているのではないか。メインは通年議会ではない。

【河崎会長】 次長の発言は、「議会と市長との関係」の中に「議会の会期」がテーマとして紛れ込んでいるという指摘か。

【事務局次長】 先ほど事務局から、自治法改正案での議長の招集権の説明に加えて、通年の会期を選択することも改正案には盛り込まれているとの説明をしたところ、通年議会の話のほうに発展してきてしまったように思われる。

【河崎会長】 「議会と市長との関係」に入れるかどうかは別として、三重県議会や四日市市議会の規定を参考にしながら、通年議会が可能なような規定を基本条例に盛り込むことに賛成の意見と、あえて必要ないという意見がある。いかがするか。

【中村副会長】 今すぐに結論は出せないと思うが、通年議会はいろんな論点を含んでいる。議会が通年で開催されていることによって、いろいろな活動ができる。単に通年議会が是か非かではなく、他の関連の論点が出てきたときに改めて検討してはどうか。

【河崎会長】 大波委員は、規定を仮置きすることも反対であるか。

【大波委員】 反対である。

【窪委員】 議員は理事者側が議案を提案しないと、勉強はできるが、やることがない。

【河崎会長】 今の和歌山県東側第4地区の状況を議案にしろと要求することはできる。

【窪委員】 行政は議案にならないと議会に承認を求めない。議員が進捗状況の説明を求め、全員協議会を開くことは可能である。ただ、通年議会にして、理事者側が提案しないのに、やることあるのか。共産党が提案しているのは、委員会として議会として、

独自に調査活動をしたり、講師を呼んで学習をしたりである。そこで学習したことを踏まえて意見を述べていく。議会のあり方とはそういう形ではないか。

また、自治法等との整合性も図っていかなければならない。

【大波委員】 具体的な通年議会の条文例はないのか。

【中村副会長】 自治法第 102 条第 2 項に「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」とあり、条例で年 1 回と規定し、会期を定めるときに 3 月末までとすれば、法律的には問題がない。

【河崎会長】 そこまでする必要がないという意見が出されているので、継続的な審議事項とし、最後に調整することでどうか。

## 全 員 了 承

【河崎会長】 「議会と市長との関係」の条文案は公明党から案が提出されている。また、先ほど配付した資料の 5 枚目に他市議会の条文を記載している。

【山田委員】 公明党の案は横須賀市議会の条文と同様なので、会長が配付した資料の中に入っている。

【河崎会長】 県内の自治体は「緊張ある関係」との文言を入れている。横須賀市議会では最後の部分で「市長とともに、市政の発展に努めなければならない」と規定しているのが特徴的である。おそらく本市議会でも、二元代表制に基づいて緊張ある関係を保持するというような規定をして、市長とともに市政の発展に努めるところを入れるかどうかの一つのポイントと考える。

【大波委員】 「市長とともに」は削除したほうがよい。

【窪委員】 公共事業の無駄使いでも立場によっては市政の発展となる。立場によって 180 度違う。

【山本委員】 個別の事業については指摘されたとおりと考えるが、よりよい市政をつくりあげていくことの理念であると理解しているので、条文としてはよいのではないか。

【山田委員】 二元代表制の下、緊張ある関係は大事であるが、議員も市長もともに目指すべき目標は、あくまでも市民の幸福であり、市の発展である。市長と市議会が対立して相反する形ではなく、ともに同じ目的に向かってそれを果たしていく関係であるほうがよいのではないか。

【大波委員】 市長はそう考えないかもしれない。市長は市民の幸福のために活動しているとは限らない。

【井上委員】 基本条例制定にあたり、二元代表制と議会の権限を強くする意味から考えると、茅ヶ崎市議会の条文のほうがより明確な意思が出ていると感じる。

【河崎会長】 山田委員の提案は、ただ対立するのが目的ではないということである。

【窪委員】 そのことは誰も否定しない。

地方自治法の改正や生活保護の関係でも、立場によって考え方が 180 度違ってくる。いろいろな立場の人がいるので、表現は吟味すべきである。

【山田委員】 それが「市政の発展」という表現になっている。

【窪委員】 大和駅の周辺の再開発事業では、更地にして 2 つのビルをつくって回遊するという構想があったが、結果的にはできなかった。そのために土地などを先行取得し

ている。それが市政の発展として当時ではもてはやされた。

【古谷田委員】 市政の発展とは地域経済活性化と考えており、地域経済の発展がなければ市民の幸せはないと考えている。市政の発展を入れる案に賛成である。

【赤嶺委員】 県内の事例で違和感があるのは横須賀市議会である。議会の基本条例であるので、その中で「市長とともに」と規定するのはいかがか。発展に努めることは言うまでもないことなので、あえて規定するのはいかがか。

神奈川県議会は可もなく不可もない。川崎市議会と茅ヶ崎市議会は議会の意思を強く感じる条文である。

【大波委員】 茅ヶ崎市議会の条文でよい。

【井上委員】 茅ヶ崎市議会の条文でよい。

【中村副会長】 茅ヶ崎市議会の条文でよいが、川崎市議会の「議事機関として」との文言も入れてほしい。憲法上、地方議会の役割は議事機関である。

【河崎会長】 議会を議事機関と書くなら、市長のほうにも執行機関と入れたほうがバランスがよい。

【窪委員】 議事機関と入れてもよいのではないか。

【河崎会長】 どこに入れるのか。

【中村副会長】 「二元代表制の下」の次ではどうか。

【大波委員】 いいのではないか。

【河崎会長】 「市長とともに」を入れたいとの会派もある。両論併記とするか。

【山田委員】 市長との関係は両輪でいくべきであると考えているが、この一文は必ず入れなければならないとまでは考えていない。

【中村副会長】 そういったことは自治基本条例に規定されている。

【河崎会長】 茅ヶ崎市議会の条文を基本に、「議事機関として」との文言を入れた形で仮置きしたい。

【山本委員】 「議会と市長との関係」の51については、どうか。現在一般質問でも関係部長が答弁して、市長の考えそのものを聞くことが難しい部分がある。市長の考えを聞くことに特化した場があってもよいのではないか。

【河崎会長】 代表質問のようなものか。

【山本委員】 代表質問では、市長に答弁を求めても関係部長に答弁させるとなってしまう。

【河崎会長】 8会派1人ずつ市長とやるのか。

【山本委員】 1対1で勝負をする。

【中村副会長】 反論もできるのか。

【山本委員】 反論もできる。

【赤嶺委員】 本会議で行うのか。

【山本委員】 本会議が望ましい。本会議や議事録が残る場では駄目だと市長が言うなら、譲歩してもよいから行いたい。

【河崎会長】 事前通告はするのか。

【山本委員】 手法は、別に定める。そういった場をつくることを明記したい。

【大波委員】 市長が受けないだろう。

【赤嶺委員】 市長の考えが聞きたいなら、市長と直接アポをとって議論すればよい。



それを公の場でやりたいのなら、「分かりやすい議会運営」の項目で議論すればよいのではないか。

【山本委員】 どの項目で議論してもよい。

【中村副会長】 代表質問や一般質問は、議員が質問して答弁をもらうという形だが、この提案は市長と議員が1つのテーマで議論するという党首討論のようなことをやりたいということか。

【山本委員】 市長と議員が意見を言い合うことによって、市民がより詳しく知ることができる。市側が拒否するかもしれないが、あえてぶつけてみる価値はある。市側が拒否するなら、拒否したことを明確にする意味でもやる価値がある。

【河崎会長】 条文にそれを盛り込むかどうかということもある。

【山本委員】 1つの方針として打ち出すということをやってみてはどうか。

【河崎会長】 議会は議事機関であり、国会の党首討論とはちょっと違うかもしれない。

【事務局次長】 時間が押していることもあり、この部分は赤嶺委員が提案されたように「分かりやすい議会運営」の項目でもう少し議論していただくことでどうか。

【河崎会長】 そのようにしたい。時間も3時間ほど経過しているので、「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」は、次回協議したい。

## 2. その他

【河崎会長】 次回の予定について、事務局から連絡する。

【議事担当係長】 次回の開催は、8月9日（木）9時から委員会室を予定している。

【河崎会長】 本日は以上で閉会する。

午前 11 時 59 分 閉会